

優秀選手指定制度実施要項

1 事業目的

全国大会で優秀な成績を収め、当該年度の国民体育大会（以下「国体」という）において入賞が期待される「チームやまぐち」の主力となる選手を「優秀選手」「優秀チーム」として指定し、山口県代表選手としての誇りと自覚を促すとともに、県内定着やふるさと選手の活用等を促進させ、「チームやまぐち」の一層の競技力向上につなげる。

2 実施主体

実施主体は、競技団体とする。

3 事業内容

国体等で活躍が期待される選手・チームを「優秀選手」「優秀チーム」として指定し、山口県代表選手としての誇りと自覚を促し、その活動を支援する。

なお、優秀選手の指定については、別途「優秀選手・チーム指定要領」において定める。

4 補助基準額

当該年に開催される国体において入賞した「優秀選手」「優秀チーム」に支給する。

補助基準額については、県体育協会において決定した額とし、獲得した競技得点に応じて分配する。

5 留意事項

(1) 共通

関係機関・団体との連携

競技団体は、国体に係る強化会議のもと、「優秀選手指定要領」に基づき、関係機関・団体との緊密な連携を図り、本事業を実施すること。

(2) その他

この実施要領によりがたい場合は、あらかじめ協議すること。

6 事業計画書・事業実績書の提出

競技団体は、県体協会長の定めるところにより、事業計画書・事業実績書を提出するものとし、様式は別に定める。

7 費用

競技団体が実施する当該事業に対して、県体協は予算の範囲内において補助するものとする。